

# THE 保険 DIGEST

発行 エヌピー通信社 〒171-8558 東京都豊島区南池袋3丁目8番4号 ☎03-3971-0111(代) http://www/np-net.co.jp

ほかでは読めない「保険」「税」情報がこれ一冊に!!

## 稼ぎたいなら これを読め。

「節税」は悪いことなのか。

脱税と節税の線引きは非常にグレー部分が多いものの、一步間違えれば天と地の差、犯罪者になってしまう。

そのため、保険商品を扱う限り、“税”に関する情報は不可欠だ。

税金の専門紙『納税通信』には、一般紙や雑誌などでは得られない保険の税ニュースが掲載されている。

どこよりも早く報道する姿勢は、国税当局も一目をおくほど。

そこで今回、この有益な保険税情報をコンパクトに一冊にまとめた。

これさえあれば、お客様への適切な保険提案、リスク対策などがスムーズに行えること間違いなし。

是非、日々の業務で活用して欲しい。

### INDEX

生命保険を活用した節税…2・3

税理士法人HOP 代表社員 小川 実

通増定期保険

会社→社長 名義変更プランを検証…4

養老保険

検証 一時所得の経費になる保険料…6

養老保険裁判にもうひとつの争点…7

企業防衛のための生保活用

保険使って会社体力を付ける…8

ガン保険

掛金税務でまた混乱…9

相続税法24条

アノ生保節税がいよいよ閉幕!?…10

大型生保節税ラストチャンス…11

平成22年度税制改正では、定期金の権利評価を定めた相続税法24条が見直しされ、個人年金保険を活用した大型節税策にシバリが入った。税収不足が囁かれ、なんと昨年度は37兆円まで落ち込んでいる。国税当局では、税収確保に躍起になっており、アノ手コノ手で節税策にメスを入れることを考えている。だからこそ、保険商品を扱い、商売をしているのなら、「税」に関する最新情報を随時つかんでおく必要がある。少しでも早く情報を入手できていれば、突然の税務の取扱変更にも対応することが可能だ。一般的にメジャーになっている節税手法であっても、国税当局がその手法にシバリを入れることも十分考えられる。

トな対応ができるのか、その対応策などについても丁寧に解説している。専門紙ならではのニュースの取り上げ方は、実務家なら絶対入手しておきたい。  
たとえば、当局が通増定期保険の取扱を変更したとき、真っ先に国税の動向を報道しており、さらに、独自の取材網を活かして何時から適用になるのか、取扱は遡及されるのかなど、実務家が欲しい情報を掲載した。読者からは、「納税通信の情報が参考になり、お客様に迷惑を掛けず、ベストな対応ができた」との喜びの声も数々寄せられた。

光らせているからこそ、「こっそり税制改正に盛り込まれても、見逃さずに報道することができる。」  
こうした専門性の高い報道は、税についての知識・情報は基より、実務の現場ではどんな保険の売り方があるのか、国税当局はそれについてどのように考えているのか、キャリアと実績、細かな情報網を持つているかに左右される。  
また、このダイジェスト版にも選択・抽出しているが、「生保の一時所得の経費の範囲裁判」については、国税当局の動きを含め、細かなことまで報道。今後についても、最高裁判所での判決状況や国税当局がその判断でどのような動きも掲載予定だ。  
残された全損プランであるガン保険の取扱を含め、目の離せない保険税務の動向。国税目線で安全な節税プランはどんなものなのか、本紙「納税通信」保険ダイジェスト版を保険ビジネスの現場で活用して欲しい。

納税通信『ザ・保険ダイジェスト』は2009年～2010年にかけて納税通信にて掲載された保険税務に関する記事(日付・号数も含む)を原文のまま掲載したものです。一部、本紙に含まれていないページや号に誘導する記述がございますがご了承ください。